

福祉医療費助成制度が改正されます 小・中学生まで対象範囲が拡大…8月1日から



これまで乳幼児を対象とした福祉医療費助成制度の外来医療費助成が、県の制度に市独自の子育て支援を加えて平成24年8月1日から小・中学生まで対象範囲が拡大されます。

必要書類等や申請手続き方法については、市内の学校を通して対象者へ別途通知します。



平成24年
7月31日
まで

対象者	外来医療費	入院医療費
乳幼児（6歳に達した最初の3月31日まで）	全額助成	全額助成
小学生（小学校修了年度の3月31日まで）	対象外	全額助成
中学生（中学校修了年度の3月31日まで）	対象外	全額助成

平成24年
8月1日
から

対象者	外来医療費	入院医療費
乳幼児（6歳に達した最初の3月31日まで）	全額助成	全額助成
小学生（小学校修了年度の3月31日まで）	全額助成	全額助成
中学生（中学校修了年度の3月31日まで）	個人の負担額上限は1,000円まで ※	全額助成

※中学生は診療報酬明細書1枚あたり被保険者等負担額の上限を1,000円までとします

福祉医療受給者証が更新になります

現在お持ちの福祉医療受給者証（福カード）で有効期限が平成24年7月31日の方は使用できなくなります

現在お持ちの受給者証（福カード）の有効期限が平成24年7月31日の方は、8月1日から使用できなくなるため、7月中旬に新しい受給者証（福カード）を送付します。

また、市で対象者の所得確認ができない場合（1月1日以降の転入者、未申告者）は、別途通知書を送付しますので、市民課又は各総合窓口センターへ所得・課税証明書を提出してください。

※加入されている健康保険証（社保、共済、国保など）が変更になった時は手続きが必要です

◎お問い合わせ・・・市民課国保年金班 ☎62-1118

第28回 ふるさと踊りと餅っこまつり

第28回ふるさと踊りと餅っこまつり（和田テニ子実行委員長）が6月3日、鷹巣駅前通・銀座通を会場に開かれ、盛りだくさんの催し物にたくさんの方が訪れてにぎわいました。まつりでは、今年の春から人気となったバター餅をはじめ各種餅の販売が行われたほか、3升の餅を約200人の参加者が引き伸ばし、東西でその長さを競いました。

メインのふるさと踊りでは、各地区婦人会や秋田北鷹高校など23団体が参加し、通りを埋め尽くした踊り手が着物姿のあでやかな踊りを披露し、沿道の観衆からは大きな拍手が送られました。



▲通りを埋め尽くし踊りを披露「ふるさと踊り」

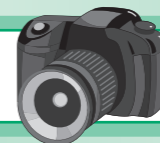


▲餅を引き伸ばし東西でその長さを競いました



▲軽快な踊りを披露した「鷹巣すずめ踊り」

カメラ



スケッチ

大綱引き大会2012

大綱引き大会2012（伊藤公夫実行委員長）が6月16日、鷹巣駅前通・銀座通を会場に開かれ、秋田北鷹高校の生徒や市民ら約1000人が綱の引き合いに盛り上がりました。

大会には、高校生22チームのほか、商工会、JA鷹巣町、同校PTA、同校職員、市役所職員の計27チームが参加しました。チーム構成は、男子10人と女子5人の混合チーム。対戦の結果、3年N組が優勝しました。

この日の鷹巣駅前通・銀座通商店街は、選手たちを応援する生徒や市民の大きな声や笑い声が響き渡り、明るくにぎやかな1日となりました。



▲優勝を果たした秋田北鷹高校3年N組チーム



▲バランスを崩した秋田北鷹高校職員チーム



▲秋田北鷹高校3年F組チームは決勝で涙を飲む